

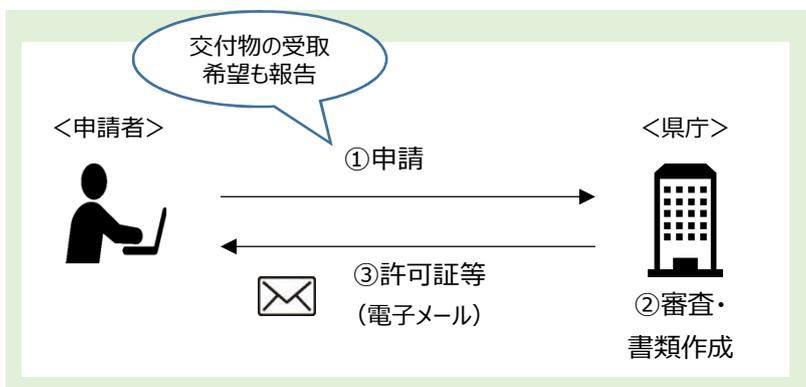
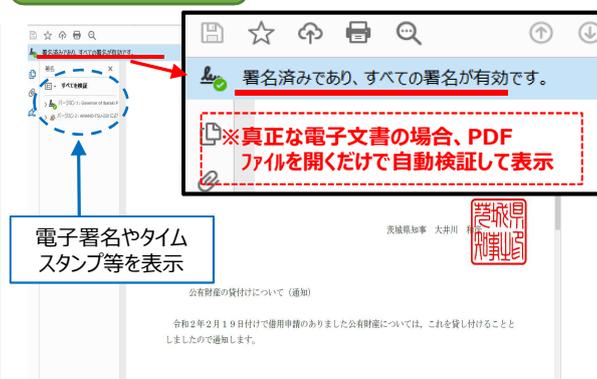
許可証等の電子交付の推進について

県ではこれまで、県民サービスの向上と、本県の発展のために職員が真に必要な業務に注力できる環境づくりを推進するため、各種行政手続きの電子化や、庁内における定型業務の自動化など、デジタル技術を活用した県庁業務の改善に取り組んできました。

このような中、業務のデジタル化のさらなる推進と県民の利便性向上を図るため、これまで**紙文書で交付していた許可証等の電子交付（電子メール等での交付）を推進**してまいります。

<概要>

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○これまで紙文書で交付していた知事印を押印する許可証等の電子交付を推進 ○電子交付を行う許可証等には、電子データの真正性を担保するため電子公印を活用 <p>〔 <参考> 主な対象外事務例 ・法令等の規定で交付物の掲示や返還義務規定があるもの、副本押印が必要なもの等 〕</p>
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○いつでも、どこからでも申請が可能となる ○許可証等を受け取るまでの時間が短縮される（郵送時間の削減等）
運用開始日	○令和5年7月1日（土）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者は、申請時に許可証等の受取方法（電子 or 紙）を担当窓口へ申告 ○概要や対象事務一覧等の詳細は、県HPに掲載 <p>URL: https://www.pref.ibaraki.jp/somu/somu/kikaku/documents/shokusekidenshisho mei.html</p>

手続きの流れ
(電子交付の場合)電子交付を行う
許可証等のイメージ

【問い合わせ先】

茨城県総務部総務課 総務G 担当：村田 電話：029-301-2235（内線：2232）